

## 徳島県立徳島聴覚支援学校服装等細則 (中学部・高等部)

- 1 本規定は、中学部及び高等部生徒に限定する。
- 2 本校生徒は、登下校時には学校の制服を着用すること。
- 3 服装等細則は、生徒としての品位と節度を保つためのものである。

		中・高等部冬服 (10月頃～5月頃)	中・高等部夏服 (6月頃～9月頃)
男     子	上 衣	学校指定のブレザー ブレザーの下は白カッターシャツ (但し、公式行事以外の時は白のポロシャツを認める。) 厳寒のときは、白・黒・紺・グレーのVネック型ベスト・セーター・カーディガンを認める。	半袖または長袖の白カッターシャツ (但し、公式行事以外の時は、半袖または長袖の白のポロシャツを認める。) カッターシャツの下に下着を着用する場合は、派手な T シャツ・スポーツ用のアンダーシャツは認めない。透けにくい色のものとする。
	下 衣	学校指定のズボン ベルトは、黒・紺	学校指定のズボン ベルトは、黒・紺
	ネ ク タイ	学校指定のネクタイ (高等部：紺地に黄のストライプ) (中学部：赤地に白のストライプ)	学校指定のネクタイ (高等部：紺地に黄のストライプ) (中学部：赤地に白のストライプ)
	靴 下	制服に合った、華美でないもの	制服に合った、華美でないもの
	通 学 靴	運動靴または革靴	運動靴または革靴
女     子	上 衣	学校指定のブレザー ブレザーの下は白ブラウス (但し、公式行事以外の時は白のポロシャツを認める。) 厳寒のときは、白・黒・紺・グレーのVネック型ベスト・セーター・カーディガンを認める。	半袖または長袖の白ブラウス (但し、公式行事以外の時は、半袖または長袖の白のポロシャツを認める。) またブラウスの下に下着を着用する場合は、派手な T シャツ・スポーツ用のアンダーシャツは認めない。透けにくい色のものとする。
	下 衣	学校指定のスカートまたはズボン スカート丈は膝の隠れる程度 ベルトは、黒・紺	学校指定のスカートまたはズボン スカート丈は膝の隠れる程度 ベルトは、黒・紺
	ネ ク タイ	学校指定のリボン型ネクタイ (高等部：青色) (中学部：赤色)	学校指定のリボン型ネクタイ (高等部：青色) (中学部：赤色)
	靴 下	制服に合った、華美でないもの	制服に合った、華美でないもの
	通 学 靴	運動靴または革靴	運動靴または革靴

### その他 身だしなみについて

頭 髪 化粧・装飾品等 冬季の防寒服  靴	中・高生として品位と清潔感のあるものとし、パーマ・染髪・脱色等は禁止する。 化粧等はしない。ピアス、ネックレス、カラーコンタクト等の装飾品は身につけない。  中・高生としてふさわしく、華美でないもの。原則として室内での着用は不可。 但し、風邪等の疾病にかかっている場合は、この限りでない。  中・高生としてふさわしいもの。
-----------------------------------	---

\*やむを得ない理由により細則の遵守が難しい場合は、この限りではない。ただし、届け出を必要とする。